議　　第　３９３　号

令和 ７ 年１１月２８日提出

熊本市火災予防条例の一部改正について

熊本市火災予防条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例（昭和３７年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第３章の２　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２―第２９条の７）　」

を

「第３章の２　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２―第２９条の７）

第３章の３　林野火災の予防（第２９条の８・第２９条の９）　」

に改める。

第３条の４第２項中「第３条第３項」を「同条第３項」に改める。

第７条の２の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第１項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第２号及び同条第２項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第７条の３とし、第７条の次に次の１条を加える。

（簡易サウナ設備）

第７条の２　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室

（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2)　簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

２　前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号、第１０号から第１４号まで及び第１７号から第１８号の３まで、第２項第６号、第３項並びに第４項を除く。）及び第５条第１項の規定を準用する。

第２９条中「警報」の次に「（法第２２条第３項の火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第６号を削る。

第２９条の７第１項第１号中「機器等に関する情報の提供」を「住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進」に改める。

第３章の２の次に次の１章を加える。

第３章の３　林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第２９条の８　市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

２　前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第２９条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

３　市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第２９条の９　市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第２９条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第３１条の７第１項第３号中「同令第１条の５第５項」を「同条第５項」に改める。

第３３条第２項第２号中「別表第８で定める数量の２００倍」を「同表で定める数量の２００倍」に改める。

第４４条第６号の次に次の１号を加える。

(6)の２　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第４４条第７号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第４５条第１号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加える。

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、第７条の２の改正規定及び同条を第７条の３とし、第７条の次に１条を加える改正規定、第２９条の７の改正規定及び第４４条の改正規定は、同年３月３１日から施行する。

（提出理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和７年総務省令第１０１号）等の施行に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。